

コロナにより収入が減少した事業者の固定資産税減免

新型コロナウイルス感染症の影響により事業収入が減少している中小企業者・小規模事業者については、2020年2月から10月までの任意の連続する3ヶ月間の事業収入の対前年同月比の減少率が50%以上の場合は固定資産税・都市計画税の全額が免除され、減少率が30%以上50%未満の場合は2分1に減額を受けることができます。

注意点① 申請期限は2021年2月1日まで

申請にあたり、事業主は認定経営革新等支援機関に依頼して、①中小企業者であること、②事業収入が減少したこと、③特例対象家屋の事業用割合について確認を受ける必要があります。その後、事業主の依頼を受けた認定経営革新等支援機関は対象施設の所在する各地方自治体に対して2021年2月1日までに申請書を提出することになります。

本申請の最大の注意点は、申請の期間が1月中に限られているためタイトであることです。これは償却資産の申請に合わせて申請期限が設定されたものと思われまます。申請要件である事業収入の比較時期が2月から10月までとなっていることから、10月の月次を閉めた時点から適用の有無を判断していく必要があるということになり、個人事業者の方が確定申告を準備するタイミングで収入の下落に気が付いても既に間に合わない恐れがあるという点に注意をする必要があります。

注意点② 対象資産は事業用資産に限られます

今回の固定資産税・都市計画税の減額は、すべての固定資産が対象になるわけではありません。対象になるのはあくまで事業用の家屋と償却資産の部分のみになります。そのため土地を更地で活用している地主が申請を検討される場合には、建物をお持ちでないときは減額の対象にはならないケースがあるかもしれません。一方で、土地にアスファルト舗装している場合には償却資産として対象になると考えられます。

注意点③ 電子申請が可能である

申請手続きは2020年12月11日からeL-TAXを利用して電子申請をすることが可能です。電子署名を付した税理士法人と、書類を確認した認定経営革新等支援機関が同一の場合はよりスムーズな手続きが可能となります。書面提出の場合は申請書の受理が1月4日以降となるため、年内から電子申請をする方が余裕をもって取り組めそうです。

エクラコンサルティングも認定経営革新等支援機関の認定を受けております。(ID番号100713013802)

最後に

申請に必要な資料は、売上を確認する資料のほかに各市町村から付されている固定資産税の納税義務者番号が必要になります。そのため事前に固定資産税の課税明細書を準備する必要があります。

本申請を行っても償却資産税の申告は別途必要になりますのでご注意ください。